

堺泉州北港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和 7 年 12 月

堺泉州北港港湾管理者
大 阪 府

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 31 年 1 月 大阪府地方港湾審議会
- ・平成 31 年 3 月 交通政策審議会第 74 回港湾分科会

の議を経、その後の変更については、

- ・令和 2 年 7 月 大阪府地方港湾審議会
- ・令和 3 年 5 月 大阪府地方港湾審議会
- ・令和 3 年 6 月 交通政策審議会第 82 回港湾分科会
- ・令和 4 年 12 月 大阪府地方港湾審議会
- ・令和 5 年 11 月 大阪府地方港湾審議会
- ・令和 7 年 7 月 大阪府地方港湾審議会

の議を経た堺泉北港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 危険物取扱施設計画	2

変更理由

堺 5 区において、立地企業の要請に基づき、危険物取扱施設計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

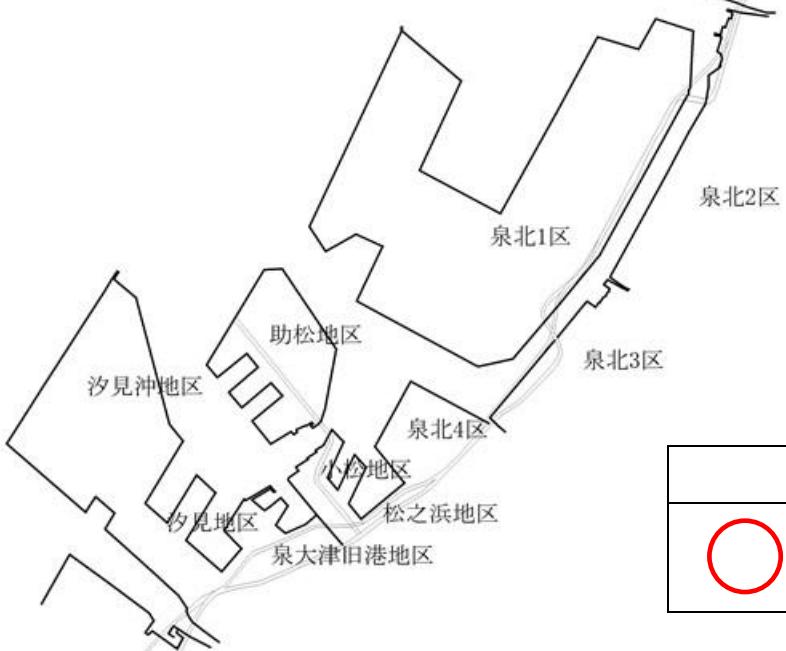
1 危険物取扱施設計画

1－1 壟5区

立地企業の要請に基づき、以下の危険物取扱施設を撤去する。

[既設
水深6m ドルフィン1バース（専用）]

堺泉北港港湾計画位置図



凡例	
	今回計画

堺泉北港港湾計画図

